法務省民商第29号

平成29年２月23日

法務局民事行政部長　殿

地方法務局長　殿

法務省民事局商事課長

（ 公印省略）

社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについ

て（通知）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号。以下「改正法」という。）が平成28年３月31日に，社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号。以下「整備政令」という。）及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号。以下「整備省令」という。）が同年11月11日にそれぞれ公布され，改正法（同法附則第１条各号に掲げる規定を除く。），整備政令及び整備省令は，いずれも本年４月１日（以下「施行日」という。）から施行されることとなったので，これに伴う法人登記事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本通知中，「法」とあるのは改正法による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）を，「組登令」とあるのは整備政令による改正後の組合等登記令（昭和39年政令第29号）を，「施行令」とあるのは整備政令による改正後の社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）を，「施行規則」とあるのは整備省令による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）を，「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）をいい，法，組登令，施行令及び施行規則について引用する条文は，特に「旧」の文字を冠する場合を除き，いずれも改正後のものです。

記

第１　社会福祉法人の機関に関する改正

１　社会福祉法人に設置すべき機関

社会福祉法人は，評議員，評議員会，理事，理事会及び監事を置かなければならないとされ（法第36条第１項），定款の定めによって，会計監査人を置くことができるとされた（同条第２項）。

また，特定社会福祉法人（その事業の規模が施行令第13条の３で定める基準を超える社会福祉法人をいう。）は，会計監査人を置かなければならないとされた（法第37条）が，同条の規定は，施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用するとされた（改正法附則第８条）。

なお，社会福祉法人に設置すべき機関が明確化されたことに伴い，社会福祉法人の定款をもって，評議員及び評議員会に関する事項（法第31条第１項第５号），役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項（同項第６号），理事会に関する事項（同項第７号）及び会計監査人を置く場合には，これに関する事項（同項第８号）を定めなければならないとされた。

２　評議員及び評議員会

（１）評議員

ア　評議員の選任及び員数

評議員は，社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから，定款の定めるところにより，選任するとされ（法第39条），役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができないとされた（法第40条第２項）。

また，評議員の数は，定款で定めた理事の員数を超える数でなければならないとされた（同条第３項）。

イ　評議員の任期

評議員の任期は，選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとするが，定款によって、その任期を選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げないとされた（法第41条第１項）。

また，同項の規定は，定款によって，任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げないとされた（同条第２項）。

ウ　評議員の権利義務を承継する者

法又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には，任期の満了又は辞任により退任した評議員は，新たに選任された評議員（一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有するとされた（法第42条第１項）。

また，同項に規定する場合において，事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは，所轄庁は，利害関係人の請求により又は職権で，一時評議員の職務を行うべき者を選任することができるとされた（同条第２項）。

エ　評議員に関する経過措置

（ア）評議員の選任に関する経過措置

施行日前に設立された社会福祉法人は，施行日までに，あらかじめ，法第39条の規定の例により，評議員を選任しておかなければならないとされ，当該評議員の選任は，施行日において，その効力を生ずるとされた。この場合において，評議員の任期は，施行日以後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとするが，定款によって，その任期を同日以後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げないとされた（改正法附則第９条第１項及び第２項）。

また，施行日の前日において社会福祉法人の評議員である者の任期は，同日に満了するとされた（同条第３項）。

（イ）評議員の員数に関する経過措置

改正法の施行の際現に存する社会福祉法人であって，その事業の規模が整備政令第４条で定める基準を超えないものについては，施行日から起算して３年を経過する日までの間，評議員の数は，４人以上でなければならないとされた（改正法附則第10条）。

（２）評議員会

ア　評議員会の権限

評議員会は，全ての評議員で組織し，法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り，決議をすることができるとされた（法第42条の８第１項及び第２項）。

なお，法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について，評議員会以外の機関が決定することができる旨の定款の定めは，効力を有しないとされた（同条第３項）。

イ　評議員会の招集

定時評議員会は，毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならないが，評議員会は，必要がある場合には，いつでも，招集することができるとされた（法第45条の９第１項及び第２項）。

また，評議員会は，同条第５項の規定により招集する場合を除き，理事が招集するとされた（同条第３項）。

ウ　決議要件

評議員会の決議は，議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）が出席し，その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）をもって行うとされた（法第45条の９第６項）。

エ　議事録

評議員会の議事については，評議員会が開催された日時及び場所，議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（法第45条の11第１項，施行規則第２条の15第３項）。

なお，議事録には，出席した評議員等の署名又は記名押印を要しない。

オ　決議の省略

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすとされ（法第45条の９第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第194条第１項），この場合においては，評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（施行規則第２条の15第４項第１号）。

３ 理事会

（１）理事会の権限

理事会は，全ての理事で組織し，次の職務を行うとされた（法第45条の13第１項及び第２項）。

ア　社会福祉法人の業務執行の決定

イ　理事の職務の執行の監督

ウ　理事長の選定及び解職

また，理事会は，理事の中から理事長１人を選定しなければならないとされた（同条第３項）。

なお，理事会は，重要な業務執行の決定を理事に委任することができないとされた（同条第４項）。

（２）理事会の招集，決議等

ア　招集権者

理事会は，各理事が招集するとされた。ただし，理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは，当該理事が招集するとされた（第45条の14第１項）。

イ　招集手続

理事会を招集する者は，理事会の日の１週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては，その期間）前までに，各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならないとされた（法第45条の14第９項において準用する一般法人法第94条第１項）。

また，理事会は，理事及び監事の全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく開催することができるとされた（同条第２項）。

ウ　決議要件

理事会の決議は，議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）が出席し，その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）をもって行うとされた（法第45条の14第４項）。

エ　議事録

理事会の議事については，理事会が開催された日時及び場所，議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を，書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないとされ，当該議事録が書面をもって作成されているときは，出席した理事（定款で議事録に署名し，又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては，当該理事長）及び監事は，これに署名し，又は記名押印しなければならないとされた（法第45条の14第６項，施行規則第２条の17第２項及び第３項）。

オ　決議の省略

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は，当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるとされ（法第45条の14第９項において準用する一般法人法第96条），理事会の決議があったものとみなされた場合には，決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（施行規則第２条の17第４項第１号）。

４　役員

（１）役員の選任

役員は，評議員会の決議によって選任するとされ（法第43条第１項），同項の決議をする場合には，法又は定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができるとされた（同条第２項）。

なお，補欠の役員を選任する場合には，次の事項も併せて決定しなければならないとされ（施行規則第２条の９第２項），補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は，定款に別段の定めがある場合を除き，当該決議後最初に開催する定時評議員会の開始の時まで（ただし，評議員会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。）とされた（同条第３項）。

ア　当該候補者が補欠の役員である旨

イ　当該候補者を１人又は２人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは，その旨及び当該特定の役員の氏名

ウ　同一の役員（２人以上の役員の補欠として選任した場合にあっては，当該２人以上の役員）につき２人以上の補欠の役員を選任するときは，当該補欠の役員相互間の優先順位

エ　補欠の役員について，就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは，その旨及び取消しを行うための手続

（２）役員の員数等

理事は６人以上，監事は２人以上でなければならないとされた（法第４４条第３項）。

また，理事のうちには，次の者が含まれなければならないとされた（同条第４項）。

ア　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

イ　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

ウ　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては，当該施設の管理者

（３）役員の任期

役員の任期は，選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（ただし，定款によって，その任期を短縮することを妨げない。）とされた（法第45条）。

（４）役員の解任

役員が次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議（監事を解任する場合には，議決に加わることができる評議員の３分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）以上に当たる多数による決議。法第45条の９第７項第１号）によって，当該役員を解任することができるとされた（法第45条の４第１項）。

ア　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき

イ　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき

（５）役員の権利義務を承継する者

法又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には，任期の満了又は辞任により退任した役員は，新たに選任された役員（一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで，なお役員としての権利義務を有するとされ（法第45条の６第１項），これに伴い，理事が欠けた場合における仮理事の選任の制度（旧法第39条の３）は，廃止された。

なお，法第45条の６第１項に規定する場合において，事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは，所轄庁は，利害関係人の請求により又は職権で，一時役員の職務を行うべき者を選任することができるとされた（同条第２項）。

（６）役員の欠員補充

理事のうち，定款で定めた理事の員数の３分の１を超える者が欠けたときは，遅滞なくこれを補充しなければならないとされ（法第45の７第１項），同項の規定は，監事について準用するとされた（同条第２項）。

（７）役員に関する経過措置

ア　役員の選任に関する経過措置

法第43条第１項の規定は，施行日以後に行われる社会福祉法人の役員の選任について適用するとされた（改正法附則第11条）。

イ　役員の員数に関する経過措置

改正法の施行の際現に存する社会福祉法人については，法第44条第３項の規定は，施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用し，当該定時評議員会の終結前は，なお従前の例によるとされた（改正法附則第12条）。

ウ　役員の任期に関する経過措置

改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は，法第45条の規定にかかわらず，施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされた（改正法附則第14条）。

エ　理事の代表権に関する経過措置

改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の代表権については，施行日以後に選定された理事長が就任するまでの間は，なお従前の例によるとされた（改正法附則第15条）。

５　理事長

（１）理事長の選定及び解職

社会福祉法人の理事長は，理事会で選定及び解職するとされた（法第45条の13第２項第３号）。

（２）理事長の代表権

理事長は，社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされ（法第45条の17第１項），理事長の権限に加えた制限は，善意の第三者に対抗することができないとされた（同条第２項）。

また，理事長が欠けた場合について，役員の権利義務承継に関する規定（法第45条の６第１項及び第２項。前記４（５）参照）を準用するとされた（法第45条の17第３項）。

なお，理事長について権利義務承継に関する規定が設けられたことから，社会福祉法人については，平成19年１月11日付け法務省民商第31号当職通知における取扱いの適用はない。

第２　定款の変更に関する改正

１　定款の変更の手続

定款の変更は，評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の３分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）以上に当たる多数による決議。法第45条の９第７項第３号）によらなければならないとされた（法第45条の36第１項）。

２　定款の変更の認可

定款の変更（事務所の所在地（法第31条第１項第４号），資産に関する事項（基本財産の増加に限る。同項第９号）及び公告の方法（同項第15号）に係るものを除く。）は，所轄庁の認可を受けなければ，その効力を生じないこと（法第45条の36第２項，施行規則第４条第１項）については，従前と同様である。

３　定款の変更に関する経過措置

施行日前に設立された社会福祉法人は，施行日までに，必要な定款の変更をし，所轄庁の認可を受けなければならないとされ（改正法附則第７条第１項），同項の認可があったときは，同項に規定する定款の変更は，施行日において，その効力を生ずるとされた（同条第２項）。

第３　社会福祉法人の解散及び清算に関する改正

１　解散

社会福祉法人は，次の事由によって解散するとされた（法第46条第１項）。

（１）評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の３分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）以上に当たる多数による決議。法第45条の９第７項第４号）

（２）定款に定めた解散事由の発生

（３）目的たる事業の成功の不能

（４）合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁の解散命令

なお，（１）又は（３）に掲げる事由による解散は，所轄庁の認可又は認定がなければ，その効力を生じないとされた（法第４６条第２項）。

２　清算

（１）清算の開始

社会福祉法人は，解散した場合（合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。法第46条第１項第４号）によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）又は設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には，清算をしなければならないとされた（法第46条の３）。

なお，同条の規定により清算をする社会福祉法人（以下「清算法人」という。）は，清算の目的の範囲内において，清算が結了するまではなお存続するものとみなすこと（法第46条の４）については，従前と同様である。

（２）清算法人の機関

ア　清算法人に設置すべき機関

清算法人には，１人又は２人以上の清算人を置かなければならないとされ（法第46条の５第１項），定款の定めによって，清算人会又は監事を置くことができるとされた（同条第２項）。また，清算法人の評議員は，３人以上でなければならないとされた（法第46条の８第２項）。

なお，法第６章第３節第１款（法第３６条及び第37条。評議員及び評議員会に係る部分を除く。），第40条第３項から第５項まで，第41条，第42条，第44条第３項，第５項及び第７項，第45条，第45条の６第１項及び第２項並びに第45条の７第２項の規定は，清算法人については，適用しないとされた（法第46条の５第４項及び第46条の８第３項）。

イ　清算人

（ア）清算人の就任

次の者は，清算法人の清算人となるとされた（法第46条の６第１項）。

ａ　理事（ｂ又はｃに掲げる者がある場合を除く。）

ｂ　定款で定める者

ｃ　評議員会の決議によって選任された者

なお，同項の規定により清算人となる者がないときは，裁判所は，利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で，清算人を選任するとされ（同条第２項），同条第１項及び第２項の規定にかかわらず，設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合（法第46条の３第２号）に該当することとなった清算法人については，裁判所は，利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で，清算人を選任するとされた（法第46条の６第３項）。

また，清算人会設置法人（清算人会を置く清算法人をいう。以下同じ。）においては，清算人は，３人以上でなければならないとされた（同条第７項）。

（イ）清算人の解任

清算人（法第４６条の６第２項又は第３項の規定により裁判所が選任した者を除く。）が次のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって，当該清算人を解任することができるとされた（法第46条の７第１項）。

ａ　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき

ｂ　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき

なお，重要な事由があるときは，裁判所は，利害関係人の申立て若しくは検察官の請求により又は職権で，清算人を解任することができること（同条第２項）については，従前と同様である。

（ウ）清算人等の権利義務を承継する者

ａ　清算人又は清算法人の監事に欠員を生じた場合

清算人若しくは清算法人の監事が欠けた場合又は法若しくは定款で定めた清算人若しくは清算法人の監事の員数が欠けた場合には，任期の満了又は辞任により退任した清算人又は清算法人の監事は，新たに選任された清算人又は清算法人の監事（一時清算人又は監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで，なお清算人又は清算法人の監事としての権利義務を有するとされ（法第46条の７第３項において読み替えて準用する一般法人法第75条第１項），同項に規定する場合において，裁判所は，必要があると認めるときは，利害関係人の申立てにより，一時清算人又は監事の職務を行うべき者を選任することができるとされた（同条第２項）。

ｂ　清算法人の評議員に欠員を生じた場合

法又は定款で定めた清算法人の評議員の員数が欠けた場合には，任期の満了又は辞任により退任した清算法人の評議員は，新たに選任された清算法人の評議員（一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで，なお清算法人の評議員としての権利義務を有するとされ（法第46条の７第３項において読み替えて準用する一般法人法第１７５条第１項），同項に規定する場合において，裁判所は，必要があると認めるときは，利害関係人の申立てにより，一時評議員の職務を行うべき者を選任することができるとされた（同条第２項）。

（エ）清算人の職務

清算人は，次の職務を行うこと（法第46条の９）については，従前と同様である。

ａ　現務の結了

ｂ　債権の取立て及び債務の弁済

ｃ　残余財産の引渡し

ウ　清算法人の代表

（ア）清算法人を代表する者

清算人は，代表清算人（清算法人を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算法人を代表する者を定めた場合を除き，清算法人を代表するとされ（法第46条の１１第１項），清算人が２人以上ある場合には，清算人は，各自，清算法人を代表するとされた（同条第２項）。

（イ）代表清算人

ａ　代表清算人の選定及び解職

清算法人（清算人会設置法人を除く。）は，定款，定款の定めに基づく清算人（法第46条の６第２項又は第３項の規定により裁判所が選任した者を除く。）の互選又は評議員会の決議によって，清算人の中から代表清算人を定めることができるとされた（法第46条の11第３項）。そして，法第46条の６第１項第１号の規定により理事が清算人となる場合においては，理事長が代表清算人となるとされた（法第46条の11第４項）。

また，裁判所は，法第46条の６第２項又は第３項の規定により清算人を選任する場合には，その清算人の中から代表清算人を定めることができるとされた（法第46条の11第５項）。

なお，清算人会設置法人においては，清算人会は，他に代表清算人があるときを除き，清算人の中から代表清算人を選定しなければならないとされ（法第46条の17第３項），その選定した代表清算人及び法第46条の11第４項の規定により代表清算人となった者を解職することができるとされた（法第46条の17第４項）。

おって，法第46条の11第５項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは，清算人会は，代表清算人を選定し，又は解職することができないとされた（法第46条の17第５項）。

ｂ　代表清算人の代表権

代表清算人は，清算法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するとされ（法第46条の11第７項において読み替えて準用する一般法人法第77条第４項），代表清算人の権限に加えた制限は，善意の第三者に対抗することができないとされた（同条第５項）。

ｃ　代表清算人の権利義務を承継する者

代表清算人が欠けた場合又は定款で定めた代表清算人の員数が欠けた場合には，任期の満了又は辞任により退任した代表清算人は，新たに選定された代表清算人（一時代表清算人の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで，なお代表清算人としての権利義務を有するとされ（法第46条の11第７項において読み替えて準用する一般法人法第79条第１項），同項に規定する場合において，裁判所は，必要があると認めるときは，利害関係人の申立てにより，一時代表清算人の職務を行うべき者を選任することができるとされた（同条第２項）。

エ　清算人会

（ア）清算人会の権限

清算人会は，全ての清算人で組織するとされ（法第46条の17第１項），次の職務を行うとされた（同条第２項）。

ａ　清算人会設置法人の業務執行の決定

ｂ　清算人の職務の執行の監督

ｃ　代表清算人の選定及び解職

また，清算人会は，重要な業務執行の決定を清算人に委任することができないとされた（同条第６項）。

（イ）清算人会の招集，決議等

ａ　招集権者

清算人会は，各清算人が招集するとされた。ただし，清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは，当該清算人が招集するとされた（法第46条の18第１項）。

ｂ　招集手続

清算人会を招集する者は，清算人会の日の１週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては，その期間）前までに，各清算人（監事設置清算法人（監事を置く清算法人又は法の規定により監事を置かなければならない清算法人をいう。以下同じ。）にあっては，各清算人及び各監事）に対してその通知を発しなければならないとされた（法第46条の18第４項において読み替えて準用する一般法人法第94条第１項）。

また，清算人会は，清算人（監事設置清算法人にあっては，清算人及び監事）の全員の同意があるときは，招集の手続を経ることなく開催することができるとされた（同条第２項）。

ｃ　決議要件

清算人会の決議は，議決に加わることができる清算人の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）が出席し，その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合以上）をもって行うとされた（法第46条の18第５項において読み替えて準用する一般法人法第95条第１項）。

ｄ　議事録

清算人会の議事については，清算人会が開催された日時及び場所，議事の経過の要領及びその結果等を内容とする議事録を，書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないとされ，当該議事録が書面をもって作成されているときは，出席した清算人（定款で議事録に署名し，又は記名押印しなければならない者を当該清算人会に出席した代表清算人とする旨の定めがある場合にあっては，当該代表清算人）及び監事は，これに署名し，又は記名押印しなければならないとされた（法第46条の18第５項において読み替えて準用する一般法人法第95条第３項，施行規則第５条の４第２項及び第３項）。

ｅ　決議の省略

清算人が清算人会の決議の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき清算人（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は，当該提案を可決する旨の清算人会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができるとされ（法第46条の18第５項において読み替えて準用する一般法人法第96条），清算人会の決議があったものとみなされた場合には，決議があったものとみなされた事項の内容等を内容とする議事録を作成しなければならないとされた（施行規則第５条の４第４項第１号）。

（３）債権者に対する公告等

清算法人は，法第46条の３各号に掲げる場合に該当することとなった後，遅滞なく，当該清算法人の債権者に対し，一定の期間（２月を下ることができない。）内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し，かつ，判明している債権者には，各別にこれを催告しなければならないとされ（法第46条の30第１項），同項の規定による公告には，当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除斥される旨を付記しなければならないとされた（同条第２項）。

（４）清算事務の終了等

清算法人は，清算事務が終了したときは，遅滞なく，債権の取立て，資産の処分その他の行為によって得た収入の額等を内容とする決算報告を作成しなければならないとされ（法第47条の２第１項，施行規則第５条の10第１項），清算人会設置法人においては，決算報告は，清算人会の承認を受けなければならないとされた（法第47条の２第２項）。

また，清算人は，決算報告（同項の規定の適用がある場合にあっては，同項の承認を受けたもの）を評議員会に提出し，又は提供し，その承認を受けなければならないとされた（同条第３項）。

３　清算に関する経過措置

施行日前に生じた旧法第46条第１項各号に掲げる事由により社会福祉法人が解散した場合の清算については，なお従前の例によるとされた（改正法附則第２１条）。

第４　社会福祉法人の合併に関する改正

１　通則

社会福祉法人は，他の社会福祉法人と合併することができることについては，従前と同様であるが，この場合においては，合併をする社会福祉法人は，合併契約を締結しなければならないとされた（法第48条）。

２　吸収合併に関する手続

（１）吸収合併契約

社会福祉法人が吸収合併をする場合には，吸収合併契約において，次の事項を定めなければならないとされた（法第49条，施行規則第５条の11）。

ア　吸収合併後存続する社会福祉法人（以下「吸収合併存続社会福祉法人」という。）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下「吸収合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所イ吸収合併がその効力を生ずる日

ウ　吸収合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

（２）吸収合併の効力の発生等

社会福祉法人の吸収合併は，吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって，その効力を生ずること（法第50条第１項），吸収合併存続社会福祉法人は，吸収合併の登記の日に，吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務を承継すること（同条第２項）及び吸収合併は，所轄庁の認可を受けなければ，その効力を生じないこと（同条第３項）については，従前と同様である。

（３）吸収合併契約の承認

吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人は，評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の３分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）以上に当たる多数による決議。法第45条の９第７項第５号）によって，吸収合併契約の承認を受けなければならないとされた（法第52条及び第54条の２第１項）。

（４）債権者保護手続

ア　吸収合併消滅社会福祉法人における手続

吸収合併消滅社会福祉法人は，前記（２）の認可があったときは，次の事項を官報に公告し，かつ，判明している債権者には，各別にこれを催告しなければならないとされた（法第53条第１項）。

（ア）吸収合併をする旨

（イ）吸収合併存続社会福祉法人の名称及び住所

（ウ）吸収合併消滅社会福祉法人及び吸収合併存続社会福祉法人の計算書類（法第45条の27第２項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）に関する事項

（エ）債権者が一定の期間（２月を下ることができない。）内に異議を述べることができる旨

なお，債権者が（エ）の期間内に異議を述べなかったときは，当該債権者は，当該吸収合併について承認をしたものとみなすこと（法第53条第２項）及び債権者が当該期間内に異議を述べたときは，吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き，吸収合併消滅社会福祉法人は，当該債権者に対し，弁済し，若しくは相当の担保を提供し，又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないこと（同条第３項）については，従前と同様である。

イ　吸収合併存続社会福祉法人における手続

吸収合併存続社会福祉法人は，前記（２）の認可があったときは，次の事項を官報に公告し，かつ，判明している債権者には，各別にこれを催告しなければならないとされた（法第54条の３第１項）。

（ア）吸収合併をする旨

（イ）吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所

（ウ）吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事　　項

（エ）債権者が一定の期間（２月を下ることができない。）内に異議を述べることができる旨

なお，債権者が（エ）の期間内に異議を述べなかったときは，当該債権者は，当該吸収合併について承認をしたものとみなすこと（法第54条の３第２項）及び債権者が当該期間内に異議を述べたときは，吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き，吸収合併存続社会福祉法人は，当該債権者に対し，弁済し，若しくは相当の担保を提供し，又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないこと（同条第３項）については，従前と同様である。

３　新設合併に関する手続

（１）新設合併契約

２以上の社会福祉法人が新設合併をする場合には，新設合併契約において，次の事項を定めなければならないとされた（法第54条の５，施行規則第６条の８）。

ア　新設合併により消滅する社会福祉法人（以下「新設合併消滅社会福祉法人」という。）の名称及び住所

イ　新設合併により設立する社会福祉法人（以下「新設合併設立社会福祉法人」という。）の目的，名称及び主たる事務所の所在地

ウ　イに掲げるもののほか，新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項

エ　新設合併がその効力を生ずる日

オ　新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

（２）新設合併の効力の発生等

新設合併設立社会福祉法人は，その成立の日に，新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務を承継すること（法第54条の６第１項）及び新設合併は，所轄庁の認可を受けなければ，その効力を生じないこと（同条第２項）については，従前と同様である。

（３）新設合併契約の承認

新設合併消滅社会福祉法人は，評議員会の決議（議決に加わることができる評議員の３分の２（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）以上に当たる多数による決議。法第45条の９第７項第５号）によって，新設合併契約の承認を受けなければならないとされた（法第54条の８）。

（４）債権者保護手続

新設合併消滅社会福祉法人は，前記（２）の認可があったときは，次の事項を官報に公告し，かつ，判明している債権者には，各別にこれを催告しなければならないとされた（法第54条の９第１項）。

ア　新設合併をする旨

イ　他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所

ウ　新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項

エ　債権者が一定の期間（２月を下ることができない。）内に異議を述べることができる旨

なお，債権者がエの期間内に異議を述べなかったときは，当該債権者は，当該新設合併について承認をしたものとみなすこと（法第54条の９第２項）及び債権者が当該期間内に異議を述べたときは，新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときを除き，新設合併消滅社会福祉法人は，当該債権者に対し，弁済し，若しくは相当の担保を提供し，又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないこと（同条第３項）については，従前と同様である。

（５）新設合併設立社会福祉法人の設立の特則

法第32条，第33条及び第35条の規定は，新設合併設立社会福祉法人の設立については，適用しないとされた（法第54条の10第１項）。また，新設合併設立社会福祉法人の定款は，新設合併消滅社会福祉法人が作成するとされ，この場合においては，法第31条第１項の認可を受けることを要しないとされた（法第54条の10第２項）。

４　合併に関する経過措置

法第６章第６節第３款（法第48条から第55条まで）の合併に関する規定は，施行日以後に合併について評議員会の決議があった場合について適用し，施行日前に合併について社会福祉法人の理事の３分の２以上の同意（定款でさらに評議員会の決議を必要とするものと定められている場合には，当該同意及びその決議）があった場合については，なお従前の例によるとされた（改正法附則第22条）。

第５　社会福祉法人の登記

１　設立の登記

（１）登記すべき事項

社会福祉法人の設立の登記において登記すべき事項は，次のとおりである。

なお，法において，理事長は，社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し，理事長の権限に加えた制限は，善意の第三者に対抗することができないとされた（法第45条の17第１項及び第２項）ことから，社会福祉法人の登記すべき事項のうち，「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは，その定め」が削られた（整備政令第２条，組登令別表）。

ア　目的及び業務（組登令第２条第２項第１号）

イ　名称（同項第２号）

ウ　事務所の所在地（同項第３号）

エ　代表権を有する者の氏名，住所及び資格（同項第４号）

法において，社会福祉法人の理事会は，理事の中から理事長１人を選定しなければならないとされ（法第45条の13第３項），また，理事長の代表権に関する規定（法第45条の17第１項）が定められたことから，社会福祉法人の代表権を有する者は，理事長となる。

したがって，当該理事長を「理事長」の資格で登記することとなる。

オ　解散の事由を定めたときは，その事由（組登令第２条第２項第５号）

カ　資産の総額（同項第６号，別表）

（２）添付書面

社会福祉法人の設立の登記の申請書の添付書面は，次のとおりである。

ア　定款（組登令第16条第２項）

イ　代表権を有する者の資格を証する書面（同項）

設立当初の理事は，定款で定めなければならない（法第31条第３項）ことから，理事長が理事であることを証する書面としての定款，理事長たる理事が就任を承諾したことを証する書面，理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

ウ　資産の総額を証する書面（組登令第16条第３項）

エ　所轄庁の認可書又はその認証がある謄本（組登令第25条において準用する商登法第19条）

（３）登記の記録

社会福祉法人の設立に係る登記の記録は，別紙記録例１による。

２ 理事長及び理事の登記

（１）理事長の就任及び理事の退任による変更の登記（施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結後，新たに理事長を選定した場合）

ア　理事長の選定又は理事の退任の時期

改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の任期は，法第45条の規定にかかわらず，施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされた（改正法附則第14条）ことから，当該理事は，当該定時評議員会の終結により，任期満了に伴い退任する。そして，当該定時評議員会の決議により，後任の理事が選任されるとともに，後任の理事による理事会の決議により，新たに理事長が選定される。

なお，社会福祉法人の会計年度は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終わるものとされている（法第45条の２３第２項）こと，また，毎会計年度終了後３月以内に，各会計年度に係る計算書類等を作成し（法第45条の27第２項），当該計算書類等について理事会及び定時評議員会の承認を受けた上で，所轄庁に届け出なければならない（法第59条第１号）ことから，施行日以後最初の定時評議員会については，平成29年６月までに招集されることになる。

したがって，同月末日までに，当該定時評議員会が招集されず，後任の理事が選任されなかった場合であっても，改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の任期は，定時評議員会が開催されるべき日又は期間の末日までとなる（昭和38年５月18日付け民事甲第1356号民事局長回答参照）。

イ　添付書面

社会福祉法人の理事長の就任及び理事の退任による変更の登記の申請書には，登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第１項）として，次の書面を添付しなければならない。

（ア）理事長の就任を証する書面

理事長が理事に選任された定時評議員会の議事録，理事長たる理事が就任を承諾したことを証する書面，理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

また，理事長を選定した理事会に出席した理事（定款で議事録に署名し，又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては，当該理事長）及び監事が当該理事会の議事録に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならないが，当該印鑑と変更前の理事が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは，当該証明書の添付を要しない（各種法人等登記規則（昭和39年法務省令第46号。以下「法登規」という。）第５条において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号。以下「商登規」という。）第61条第６項）。

なお，法において，理事及び理事長の選任機関に関する規定（法第43条第１項及び第45条の13第２項第３号）が定められたため（前記第１の３（１）及び第１の４（１）参照），理事長の就任による変更を証する書面の一部として，理事又は理事長の選任機関を証するための定款については，添付することを要しない。

ただし，定款で評議員会又は理事会の定足数，決議要件に別段の定めがある場合（前記第１の２（２）ウ及び第１の３（２）ウ参照），定款で理事会の議事録に署名し，若しくは記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合（前記第１の３（２）エ参照），又は定款の定めによる理事会の決議の省略（前記第１の３（２）オ参照）により理事長を選定した場合には，これらの定めを証するため，定款をも添付しなければならない（法登規第５条において準用する商登規第61条第１項）。

（イ）理事の退任を証する書面

改正法の施行の際現に在任する社会福祉法人の理事の任期は，施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされている（改正法附則第14条）ことから，当該定時評議員会の議事録がこれに該当する。

ウ　印鑑届書

改正法附則第14条の規定により，定時評議員会の終結によって任期満了に伴い退任した理事のうち，代表権を有する者として登記され，かつ登記所に印鑑を提出していた理事が，後任の理事による理事会の決議により，新たに理事長に選定された場合（提出済みの印鑑を継続して使用する場合）には，印鑑届書の提出を要しない。

エ　登記の記録

社会福祉法人の理事長の就任及び理事の退任による変更に係る登記の記録は，別紙記録例２（１）による。

（２）代表権の範囲又は制限に関する定めの消滅による変更の登記

改正法附則第14条の規定により，定時評議員会の終結によって任期満了に伴い退任した理事について，代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合には，その退任により，当該定めも消滅する。

したがって，（１）の登記と同時に，代表権の範囲又は制限に関する定めの消滅による変更の登記をもしなければならないが，当該変更の登記については，添付書面を要しない。

なお，改正法附則第15条の規定によりなお従前の例によることとされた社会福祉法人の理事の代表権の範囲又は制限に関する定めに係る登記については，なお従前の例によるとされた（整備政令附則第３項）ことから，施行日以後に選定された理事長が就任するまでは，当該変更の登記をすることを要しない。

（３）理事長の変更の登記（（１）による理事長の就任の登記後に，当該理事長に変更が生じた場合）（１）による理事長の就任の登記後，当該理事長に変更があった場合における変更の登記の申請書には，登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第１項）として，次の書面を添付しなければならない。

ア　理事長の退任を証する書面

理事長の退任の事由に応じて，評議員会又は理事会の議事録，辞任を証する書面等が該当する。

なお，辞任を証する書面に当該理事長が登記所に提出している印鑑が押印されている場合を除き，当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない（法登規第５条において準用する商登規第61条第８項）。

イ　理事長の就任を証する書面

理事長が理事に選任された評議員会の議事録，理事長たる理事が就任を承諾したことを証する書面，理事長を選定した理事会の議事録及び理事長の就任を承諾したことを証する書面が該当する。なお，理事会の議事録に押印した印鑑に係る証明書及び定款の添付の要否については，前記（１）イ（ア）と同様である。

３　資産の総額の変更の登記

（１）登記期間

社会福祉法人の資産の総額の変更に係る登記期間について，毎事業年度末日から２月以内とされていたが（旧組登令第３条第３項），同項の改正により，当該末日から３月以内に伸長された（整備政令第２条）。

（２）添付書面

社会福祉法人の資産の総額の変更の登記の申請書の添付書面（組登令第17条第１項）については，従前と同様である。

（３）経過措置

（１）の登記期間の伸長は，平成28年４月１日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し，同月１日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については，なお従前の例によるとされた（整備政令附則第２項）。

４　解散及び清算の登記

（１）解散の登記

社会福祉法人の解散の登記の手続は，従前と同様である（組登令第７条，第14条第４項，第19条，第25条において準用する商登法第18条，第19条及び第71条第１項）。

なお，法において，評議員会の決議が社会福祉法人の解散事由とされた（法第46条第１項第１号）ことから，当該事由による解散の登記の申請書には，当該解散の決議をした評議員会の議事録を添付しなければならない（組登令第19条）。また，法第46条第１項第１号又は第３号に掲げる事由（評議員会の決議又は目的たる事業の成功の不能）による解散は，所轄庁の認可又は認定が必要である（同条第２項）ことから，これらの事由による解散の登記の申請書には，所轄庁の認可書又は認定書若しくはその認証がある謄本を添付しなければならない（組登令第25条において準用する商登法第19条）。

（２）清算人の就任による変更の登記（社会福祉法人の解散後，最初に清算人を選任した場合）

社会福祉法人の清算人の就任による変更の登記において登記すべき事項は，次のとおりである。なお，当該変更の登記については，（１）の登記と同時にすることになる。

ア　登記すべき事項

（ア）清算人会を置く清算法人

法第46条の５第２項の規定により，清算人会を置く清算法人においては，清算人の中から代表清算人を選定しなければならない（法第46条の17第３項，第46条の11第４項）ことから，当該清算法人において登記すべき事項は，代表清算人の氏名，住所及び資格となる（組登令第２条第２項第４号）。

（イ）清算人会を置かない清算法人

清算人会を置かない清算法人においては，１人または２人以上の清算人を置かなければならないが（法第46条の５第１項），清算人は，清算法人を代表し，清算人が２人以上ある場合には，清算人は，各自，清算法人を代表する（法第46条の１１第１項及び第２項）ことから，当該清算法人において登記すべき事項は，清算人の氏名，住所及び資格となる（組登令第２条第２項第４号）。

なお，当該清算法人において代表清算人を定めた場合（法第46条の１１第３項から第５項まで）の登記すべき事項は，（ア）と同様である。

イ　添付書面

社会福祉法人の清算人の就任による変更の登記の申請書の添付書面は，次のとおりである。なお，いずれの場合においても，定款の定め又は登記事項の変更を証するため，定款を添付することを要する（法登規第５条において準用する商登規第61条第１項，組登令第17条第１項）。

（ア）清算人会を置く清算法人

代表清算人の就任を証する書面として，代表清算人が清算人に選任された評議員会の議事録等，代表清算人たる清算人が就任を承諾したことを証する書面，代表清算人を選定した清算人会の議事録及び代表清算人の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

なお，代表清算人を選定した清算人会の議事録については，法登規第５条において準用する商登規第61条第６項の適用はない（昭和43年２月16日付け民事甲第303号民事局長通達参照）。

（イ）清算人会を置かない清算法人

ａ　代表清算人を選定した場合

代表清算人の就任を証する書面として，代表清算人が清算人に選任された評議員会の議事録等，代表清算人たる清算人が就任を承諾したことを証する書面，代表清算人を選定した評議員会の議事録等及び代表清算人の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

ｂ　代表清算人を選定しない場合

清算人の就任を証する書面として，清算人を選任した評議員会の議事録等及び清算人の就任を承諾したことを証する書面が該当する。

ウ　登記の記録

社会福祉法人の清算人の就任による変更に係る登記の記録は，別紙記録例２（２）及び（３）による。

（３）清算人の変更の登記（（２）による清算人の就任の登記後に，当該清算人に変更が生じた場合）

社会福祉法人の清算人の変更の登記の申請書には，登記事項の変更を証する書面（組登令第17条第１項）として，次の書面を添付しなければならない。

ア　清算人の退任を証する書面

清算人の退任の事由に応じて，清算人の解任を決議した評議員会の議事録又は代表清算人の解職を決議した清算人会の議事録，辞任を証する書面等が該当する。

なお，清算人又は代表清算人の辞任を証する書面については，法登規第５条において準用する商登規第61条第８項の適用はない。

イ　清算人の就任を証する書面

前記（２）イ（ア）又は（イ）と同様である。

５　合併の登記

社会福祉法人の合併の登記の手続については，従前と同様である（組登令第８条，第11条，第13条，第16条，第17条第１項，第20条，第21条，第25条において準用する商登法第18条，第19条，第79条，第82条及び第83条）。

第６　組登令の適用を受ける法人の登記

前記第５の３のとおり，組登令第３条第３項に規定する資産の総額の変更に係る登記期間が伸長され，また，同項に関する経過措置が定められた（整備政令第２項）が，これらの規定については，社会福祉法人に限らず，組登令別表に掲げる法人のうち，資産の総額を登記すべき事項としている全ての法人について適用される。

なお，当該変更の登記の申請書の添付書面（組登令第１７条第１項）については，従前と同様である。